

十島村「海外ホームステイ派遣事業」募集要綱

目 的

本村は、四方を海に囲まれ、有人7島にその生活根拠地を置いている。その地理的環境にあって、そこに生きて学ぶ本村の小・中学生及び本村の小・中学校に在籍したことのある小・中・高校生に、本村をより深く知り、本村を誇りとする生き方やこれからの本村や我が国を荷っていくという気概を培うために、海外にホームステイする経費の一部を補助し、見聞を広めるとともに自立心の向上に寄与することを目的とする。

資 格 要 件

- (1) 本村の学校に在籍する児童・生徒のうち、小学校5・6年生、及び中学生
- (2) 本村の学校に3年以上在籍したことのある小学校5・6年生、及び中学生並びに高校生
- (3) (1)(2)の要件を満たし、かつ次の要件を満たすこと
 - ・ 心身の健康面において、団体行動や長期の海外宿泊に耐えられること
 - ・ 異文化理解や外国語（英語等）への関心があり、学びへの意欲が高いこと
 - ・ 規律ある行動及び団体生活ができること

ホームステイ提携先

本村及び本村教育委員会が提携を結ぶ国際交流事業専門機関

応募の種類・時期、及び期間並びに定員

- (1) 夏のプログラム（実施時期：夏休み期間中）
 - ・ 応募時期：4月6日～5月10日（十島村教育委員会への申込期間）
 - ・ ホームステイの期間：7月下旬から次の2コース
＜2種類のコースのうちいずれか選択＞
 - ア 3週間コース
 - イ 1か月コース
- (2) 冬のプログラム（実施時期：冬休み期間中）
 - ・ 応募時期：10月1日～11月1日（十島村教育委員会への申込期間）
 - ・ ホームステイの期間：12月下旬から約2週間
- (3) 定 員
 - ・ 年間5人（上記の夏・冬のプログラム参加者の総人数）

上記(1)(2)のプログラムのうち、いずれか、又はいずれにも応募できるものとする。

ただし、原則として、同一人の応募は、同一学校種にあっては1回とするが、学校種が違う年齢に達した時は、再度応募できるものとする。

※ 定員になり次第、締め切るものとする。

ただし、同時期の応募で、定員を超える場合は、学年の高いもの、又は未体験者を優先するものとする。
応募者が定員に満たない年度にあっては、既体験者であっても、希望があれば、応募を認めるものとする。

経 費

経費については、次の事項を除き、本村が十分の十を補助する。

※自己負担とするもの：

ア 小遣い イ 電話代 ウ 郵便料金 エ 任意の海外旅行保険料

滞 在 地

本村及び本村教育委員会のホームステイ提携先の指定する国及び地域とする。

そ の 他

- (1) 応募にあっては、本村指定の申込書及び提携先事業所の指定する申込書によるものとする。
- (2) 本事業の派遣者の決定結果については、保護者あてに「決定通知書」を送付するものとする。
- (3) 決定通知を受け取ったのち、別紙様式の「誓約書」を提出する。
- (4) ホームステイ参加後は、所定の様式で「実績報告書」や体験記（含む写真）等を提出する。